

ヤミ金融、いわゆる「ひととき融資」 に関する研究

— 資金需要のある女性を狙った消費者金融市場から分化したヤミ金融の実態 —

池田 幸代 堂下 浩
東京情報大学 東京情報大学

要 旨

2006年12月に改正された貸金業法は、貸金市場の健全化と消費者や事業者への貸し付けを行う貸金業者を規制する目的で施行された。これにより、過剰貸し付けなどによる多重債務の問題は減少し、資金需要のある消費者や事業者にとって、安全な貸金市場での取引が可能になるものとみられていた。

一方で、この法改正により特定の階層に属する資金需要者は、正規の消費者金融会社による審査が通りにくくなった。特に、正規の消費者金融から融資を受けることが困難となった属性の一つとして、非正規労働や主婦などの安定した収入がない女性が挙げられる。こうした属性の資金需要者は、融資について親族や友人などの身近な人を頼る傾向を強めた。その後、インターネットの掲示板やSNSを利用した違法な「個人間融資」が広がりを見せた。これらに関与すると見られる女性による投稿も数多く確認されることから、市場規模の大きさが推察される。個人間融資の中でも特に悪質なパターンが、資金需要のある女性に対して性交渉を条件に融資を行う「ひととき融資」と言われるヤミ金融である。そして今日、ひととき融資の犯罪被害がマスコミで広く報告されるようになった。

本研究では、ひととき融資における違法性を明らかにするため、司法関係者や関係団体へのヒアリングを行った。また、そこで得られた情報をもとに、被疑者にあたる貸し手（男性）側の動機や貸し付け行動に注目して事例の類型化を行った。

この調査を通して、ひととき融資について、①市場への参入障壁が低い、②経済事犯という側面よりも性犯罪の側面が強い、③被害に遭った女性が往々にして捜査に非協力的なため捜査が難航する、といった特徴が抽出された。

1 はじめに

2006年12月に改正された貸金業法において貸し付けの上限金利は年利29.2%から15~20%に引き下げられた。当時、自民党金融調査会貸金業制度等に関

する小委員会の委員長を務めた増原義剛・元衆議院議員は、2023年に発表された刊行物¹で、マスコミの論調を追い風に多数の若手議員から出された「上限金利を利息制限法まで引き下げるべきだ」という意見に流された結果、上限金利は大幅に引き下げら

れたと語っている。併せて増原氏はその中で、当時から今に至るまでヤミ金融の暗躍を危惧している旨のコメントを残している。このコメントから借入困難となった特定の階層がヤミ金融に流れる副作用の発生は立法担当者の間で念頭におかれていたにもかかわらず、その対応として合理的配慮が検討されることなく法改正が強行された実態が示唆される。

事実、花岡博（2007）によると、2006年9月に改正貸金業法の議論を行っていた自民党の上記小委員会に提出された資料でも、零細企業従業員のほかに、パート・アルバイト、専業主婦、そして独身子有り（シングルマザー）といった特定の属性に顕著な貸し渋りが発生するというシミュレーション結果が示されていた。つまり、この時点で信用収縮の影響は男性よりも女性に大きいと推定され、その情報は少なくとも自民党と金融庁において共有されていた。

その後、貸金業法は2010年6月に施行され、当時の幾つかのメディアは借入困難に陥った女性が風俗業界で働くようになった現象を報じていた²。これら報道では法改正の影響でパート・アルバイト、専業主婦、シングルマザーといった属性の女性が正規の消費者金融からの借り入れが困難に陥ったことで、資金調達のためにやむなく性風俗に身を投じる姿が当事者たちへのインタビューを交えながら報告されていた。

併せて、貸金業法の施行前後において資金需要者の債務行動をアンケート調査した堂下（2012）によると、消費者金融会社からの借り入れが難しくなった女性を含めた特定の属性が、親族や友人／知人からの個人間融資に流れるという現象が確認された。当初は親族や友人からの対面での借り入れが中心であった個人間融資は、SNSの普及とともにネット上で知り合った相手から資金調達する形態に置き換わっていった。親族や友人からの対面での借り入れには金額面で限界があるものの、ネット上での個人間融資を使えば資金調達の機会は一気に拡大する。一方、ほとんどの貸し手は実質的に「業」として行っていることから、個人間融資を装ったヤミ金融がネット上で広がっていく現象は当時、新たな社会問題として注視されるようになった。

そして、借入困難に陥った一部の女性が資金調達

を目的に売春などの性風俗の仕事に従事していく現象と、ネット上での個人間融資が急速に普及していく現象が複合化する形で、「ひととき融資」と呼ばれる異形な融資形態が発生することとなった。ひととき融資とは性交渉を条件にお金を貸し借りする個人間融資の派生形であり、違法なヤミ金融業者であると言われる。その悪質な手口はマスコミ等でも度々報道されながらも、ひととき融資の摘発はなかなか進まないでいた³。

しかし、2019年6月5日に大阪府警はひととき融資をヤミ金融として初めて摘発した。新聞報道によると⁴、公務員（大阪・千早赤阪村職員）の男性容疑者（36歳）が遅くとも2016年頃からインターネットの掲示板上で資金繰りに困っている女性を見つけ、性行為を条件に融資を繰り返していた。また、同じ時期に女性から担保として下着の写真を要求するなど、個人間融資の分野で猥褻性の高い手口が広がっている実態も報道されるようになった⁵。

ひととき融資の典型的な手口は以下のようなパターンである。まず資金需要者側がネット上の掲示板に資金用途や個人情報を書き込む。次に資金供与者側はこの掲示板を閲覧しながら、資金供与の対象先を選別した上で、掲示板の資金需要者にアクセスし、融資条件の交渉を主にLINEやSignalなどで進める。融資分野の代表的なフィンテックである「クラウドファンディング」を模した形態である。

ひととき融資が大阪府警により摘発された後も、シングルマザーや専業主婦といった属性の女性が被害に遭ったという事件報道は後を絶えなかった⁶。これら報道では、「業」とならない個人間融資として出資法で認められる年利109.5%の上限金利を守りながら、恋愛関係を建前とした上で、貸し手である男性が借り手である女性に担保として裸の写真を要求し、併せて定期的な性的関係を求めるという被害の典型的なパターンが紹介された。つまり、被害者である女性は弱みを握られることで警察に被害相談することをためらうため、警察もその被害を十分に把握できているとは言えず、他のヤミ金融犯罪に比べ被害の潜在化が進みやすい犯罪と言える（堂下、2024）。ひととき融資の多くは合法的な個人間融資を装っているものの、その実態は卑劣な性犯罪

と指摘される所以はここにある。

そこで、本研究では貸金業法の改正後にネット上ではびこる、ひととき融資の問題解決が法的な側面のみからでは困難であるという仮説をたて、典型的な事例を類型化して検証に当たる。特に被疑者にあたる貸し手である男性による動機や貸し付け形態に注目し、ひととき融資の摘発を妨げる要因を整理する。併せて、検挙までに至らなかった結果、泣き寝入りせざるを得ない女性被害の実例についても報告し、起訴できなかった理由を考察する。

2 「ひととき融資」事件の事例

2.1 事例の収集方法

先述した通り、ひととき融資の事件では被害者となった女性はその被害経験を語ることを嫌がる。このため、今回の研究では「ひととき融資」に関わる関係者との情報交換の場で得られた内容の事実関係を、メディア報道の記事等で確認しながら事例を整理した。こうした過程を経て、本稿では学術的な論文に掲載する上で正確性が担保された6つの事例を掲示する。

以下では、起訴された4つの事例を、その次に不起訴となった2つの事例を報告する。併せて、各事例について事件の発生時期、営業形態、違反した法令、そして事例の概要について記載する。なお、事件の発生時期として、警察が捜査に着手した時点事例が発生した時点と定義した。そして、各事例の営業形態として、貸し手である男性がひととき融資目的で女性のみならず融資していた場合、その事例を「専業」、それ以外の個人間融資も行っていた場合を「併業」と区分した。さらに、違反した法令と、起訴された事例に関しては貸金業法における無登録営業（同法第3条）と出資法における高金利違反（第5条3項）の適用有無について記載し、不起訴となった事例に関しては法令違反とならなかった理由を記述する。また、ヒアリング調査を実施した年月に関しても各事例の最後に記載した。

2.2 起訴された事例

〈事例1：ヤミ金融（顧客110名）を広く営み、融資先を選別して「ひととき融資」に執着〉

【発生時期】

2021年

【営業形態】

併業

【法令違反】

貸金業法違反（無登録営業）。一部の契約において出資法違反（高金利）

【事例概要】

2021年に男A（50歳代・既婚）が貸金業法違反（無登録営業）と出資法違反（高金利）により書類送検された。この男Aは関東近県を中心に2010年から警察からの事情聴取を受ける2021年までの間、掲示板やTwitter（現在のX）を通して大規模な個人間融資を行っていた。

この事件は男Aから借りていた女Aが警察に被害を相談したことで発覚した。2019年に女Aが警察に「男から性的な関係を求められているので嫌だ」という相談をした。当初、相談を受けた警察署では個人間の問題であり、ヤミ金融事犯としての摘発が困難であると判断していたが、相談を受けた警察官が立証に必要な要件を女Aの協力の下で整理できたことから、本格的な捜査が着手されることとなった。

当時、女Aは生活資金に困り融資を受けざるを得なくなったものの、正規の貸金業者からは融資を拒絶されたため、学生時代に掲示板を通して個人間融資として借り入れたことがある男Aを頼ることとした。前回の融資では高い利息を要求されたものの、性的関係は求められなかった。

しかし、2回目の融資で男Aは融資の条件として性的関係を女Aに求めた。女Aはやむを得ず、2018年に男Aから20万円を借り入れた。返済は20回払いとして毎月1万円の元本と利息を返済し、返済時には性的関係を持つという内容であった。

警察は女Aの相談に基づき捜査を始め、男Aが貸し手の一部女性に同じ手口で性的な関係を結ぶことを目的とした個人間融資を行っていたことが判明した。個人間融資を始めた当初、性別を問わず資金需要者に高金利の貸し付けを行っていた。ところが、

出会い系サイトで性的関係を前提として知り合った女性から借金を求められたことがあり、それがきっかけで、性的な欲求を満たす目的での個人間融資を思い付いた。

当初、男Aは資金需要者を仲介するネット上の掲示板を利用していましたが、そのうちTwitter（現在のX）上で直接、資金需要のある女性に手軽にアクセスする手段が普及していることを知り、その後は自分名義でアカウントを立ち上げ、サイトで「個人間融資」と書き込み資金需要のある女性を募集し始めた。なお、個別の交渉はLINEに誘導した上で行っていた。

男Aは男女問わず110名を対象に計約1,680万円を貸し付け、約600万円の利益をあげていた。男性顧客に対しては返済の担保として被害者の個人情報や写真を送らせていた。一方、被害女性に対しては担保及び自らの趣味や自己満足のために裸の写真も要求していた。さらに男Aは女性に対して利息を低くする見返りに性的関係も求めていた。

男Aはネット上の個人間融資を利用する男性については「金を他人から借りようとする男はだらし無い」との認識を持っている一方で、女性については「男は女を助ける存在」との考え方を持っていた。このため、男Aが行っていたひととき融資も「女性に対する人助け」との歪んだ価値観の下、その融資を正当化していた。

男Aは男性としての優越感に浸ることが融資の目的でもあり、本人も融資の違法性を認識していたため、できるだけ出資法の上限金利を超えない範囲で融資していた。このため、男Aは警察の摘発はないと高を括り、融資の振り込みは自分名義の口座を使っていた。

しかし前述の通り、女Aが警察に相談したことにより事件が表面化し、警察の捜査により女Aを含めた少なくとも3人が、男Aと性交渉を伴うひととき融資の被害に遭っていたことが判明した。なお、捜査の過程で警察は上記3名以外にもひととき融資の被害に遭ったと思われる女性が多数存在していたことを確認していた。しかし、捜査への協力を求めたものの、3名の女性のみが被害届の提出に応じただけであった。

3名すべての女性に対しては貸金業法違反にあたり、さらにそのうち2名の女性との一部取引については出資法違反（高金利）に該当すると判断された。そして、男Aが提示した利息については、被害者の住所が遠方で性的な関係を結べないケースと、関東近県の接触可能なケースにおいて、利率にそれほど大きな差はなかった。

《2025年1月ヒアリング実施》

〈事例2：婚約を偽装した「ひととき融資」〉

【発生時期】

2021年

【営業形態】

専業

【法令違反】

貸金業法違反（無登録営業）

【事例概要】

2021年に無職の男B（50歳代・未婚）が、融資の勧誘をTwitter（現在のX）への書き込みを通して知り合った少なくとも2名の女性に性的関係を伴う違法な個人間融資を行った容疑で、貸金業法（無登録営業）の違反で逮捕された。逮捕のきっかけは、女Bからの警察への相談であった。女Bは2020年夏に男Bから融資を受けていたが、その後の融資条件について男Bと折り合いが付かず近くの警察署に相談した。その警察署は歓楽街にあり、日頃から同種の相談が寄せられていたが、相談に来た女Bは具体的な証拠を保持していたことから捜査は早々に開始される運びとなった。

当時、男BはX上における自らのアカウントに「#愛人契約」というツイートを立ち上げ、このツイートに応答した女Bと知り合った。この際、女Bは男Bから160万円の融資を受け、1回は性交渉に応じたものの、渡された借用書には返済条件として、1回の性交渉で返済額は10万円相当とみなし、1年契約で16回の性交渉に加え利息を支払うという、最初に提示された条件と異なる内容が記載されていた。また、性交渉及び顔写真や裸の写真を送付するよう指示した上で、婚約を前提とした関係を偽装するために婚約証明書とともとれる証書の交付も課していた。

一方で、そもそも女Bは男Bの要求を愛人契約の提案と解し、肉体関係に応じれば元金・利息の支払いを免除されると考えていた。このため、騙されたと気付いた女性は男Bからの要求をもって被害届を警察に提出した。

当初、警察の取り調べに際して男Bは女Bとの関係を「婚約を前提として付き合い合っていた」と主張していたが、警察が捜査を続ける過程で、男Bが個人間融資の借り手を募集する際に4つのアカウントを作り、実質的に60名以上の女性に対して融資をしていたことが判明した。これら被害女性のうち男Bが不特定多数の女性に反復継続的に融資を行っていた違法行為を立証するのに十分な証言と証拠が得られたことで、警察は男Bを貸金業法違反（無登録営業）で起訴した。その後の取り調べで男Bは「女性との縁がないため、多くの女性と関係を深めたかった」と犯罪の動機を述べていた。なお、この事件においては、返済が終わっていないため、利得計算が不可能であるため出資法（高金利）違反に該当しないと警察は判断した。

《2024年9月 ヒアリング実施》

〈事例3：集合住宅共同の玄関に延滞した女性の裸の写真を掲示〉

〔発生時期〕

2023年

〔営業形態〕

併業

〔法令違反〕

貸金業法違反（無登録営業）、及び出資法違反（高金利）

〔事例概要〕

当初、警察は無職の男C1（40歳代・婚姻不明）及び男C2（年齢不詳・婚姻不明）をわいせつ図画陳列・頒布事件の被疑事件として通常捜査を始めた。

そもそも事件が発覚したきっかけは、男C2が女Cの裸の写真を女Cの集合住宅共同玄関に掲示したため、困った女Cが警察に110番通報したことにある。女Cは警察に対して、自分で個人間融資のサイト（掲示板）に融資を依頼する内容を書き込み、それを見た男C1から複数回にわたり融資を受けてい

たと説明した。融資の条件は、借用書の作成及び裸の画像提供、そして男C1との性交渉が含まれていた。初回は20万円を借り受け、3か月後に6万円ほど返済をした。しかし、その後も女Cは繰り返し融資を受けていたため、警察へ相談に行った段階で、借入総額は不明、金利計算も不可能な状態に陥るほど残債額は膨れ上がっていた。

こうした状況下で、回収に焦っていた男C1は、男C1から融資を受けながらも滞納を起こしていた顧客の一人である男C2に連絡し、女Cの写真を共同住宅の玄関に掲示するよう指示した。同時に男C1は見返りとして男C2に返済条件を緩和する約束をした。そして、これが事件発覚の経緯となった。

また、警察は男C1が管理していた名簿、メモ、掲示板、LINEの履歴などを基に捜査を行った。これにより男C1は女C以外にも多数の女性に対して無登録で貸し付けを行っていたことが判明した。ただし、警察は女Cを含む女性4名の女性以外から捜査協力を得られなかった。

これら女性4名に対しては9回にわたり手交等の方法により、現金合計58万円を貸し付けたことが分かった。これにより警察は男C1を貸金業法違反（無登録）で逮捕した。さらに警察は、男C1が女Cから法定金利を超えた利息を受領していたため、出資法違反（高金利）に該当するとして再逮捕した。

男C1と女性たちの接点は主に個人間融資の掲示板であった。女性が掲示板に融資を希望する情報を書き込み、男C1がそれを見て連絡することで関係が始まっていた。ただし、女性たちに対する貸し付け条件や金額、性的関係の有無はそれぞれ異なっていた。

なお、男C1は掲示板を通じて男女問わず融資を行っていた。ただし、男C1の融資条件は男女で異なり、女性に対しては相対的に低い金利を提示していた。

《2025年2月 ヒアリング実施》

〈事例4：性的関係を目的とし借用書を締結し事件が発覚した「ひととき融資」〉

〔発生時期〕

2024年

[営業形態]

専業

[法令違反]

貸金業法違反（無登録営業）、及び出資法違反（高金利）

[事例概要]

2024年11月に会社員の男D（50歳代・既婚）が貸金業法違反（無登録営業）と出資法違反（高金利）の疑いで書類送検された。2024年2月に女Dから、「SNS上で知り合った男性とトラブルになっている」と警察への相談があり、この事件が発覚した。

当初、女Dからの相談に対応していた警察官は、リベンジポルノに類する被害と捉え、男Dに対して警告を発する程度の処理として済ませようとしていた。しかし、相談処理の過程で書類に目を通した別のベテラン警察官が、貸金業法違反の可能性を認識し、捜査に着手することとなった。

警察が女Dに話を聞いたところ、女Dは2023年10月に男Dから25万円を借り入れていた。契約にあたり男Dは、貸金業の法定利息を大幅に上回る利息を女Dが支払うという条件を提示した。その際、行政書士を介して個人間融資の借用書を2通作成し、偶数月に返済は対面で行うという内容の契約を締結させていた。加えて、男Dは女Dの画像の送信と個人情報の提供を求めていた。その後、男Dは借用書には記載がない追加条件として、面会時における性交渉を求めた。女Dはやむなく1度は性的関係を持ってしまったが、その後も男Dから執拗に性交渉の要求があり、女Dはそれを断っていた。このため、男Dは女Dに対して「裸の写真をさらす」と脅していた。

警察の捜査の過程で、男Dの携帯電話内の記録（LINE、ショートメールなど）、銀行口座などから、少なくとも女性10名の被害者が存在することが判明した。被害者の中で実際に協力を得られた数少ない女性を対象に捜査を進めた結果、男Dは2023年10月～2024年1月までの間、少なくとも、警察に相談をした女Dを含む3名の被害者を対象に合計183万円を貸し付けていたことが確認された。その後、男Dはこれら容疑を認めた。

男Dは犯行を行う際、個人間融資の仲介サイト

に被害女性たちが書き込んだ「融資を希望する」内容のメッセージを見て、女性たちに連絡を取っていた。その後の連絡はLINEなどのSNSで行っていた。男Dは女性たちから入手した個人情報（裸の写真、居住地、年齢、貸し付け希望額等）を基に、貸し付ける相手を選別していた。しかし捜査の結果、男Dは貸し付けた金額を回収できていなかった。これは男Dの主たる犯行の目的が金銭的な利益を得ることではなく、女性たちと性的な関係を結ぶことであったためである。

この事件では、男Dが被害者との間で交わした借用書の1通を各被害者に渡していたことが犯行を立証する上で貴重な証拠となった。男Dは生活困窮にある女性に出資法の上限金利以下で貸し付けることで警察による自らへの捜査を逃れることができると高を括り、既婚でありながら気軽に犯行を行っていたとみられる。

《2024年12月 ヒアリング実施》

2.3 不起訴となった事例

〈事例5：性交の動画販売を示唆して借り手を脅す〉

[発生時期]

2024年

[営業形態]

専業

[法令違反]

反復継続的な貸し付け行為を確認できず、一方で被害届を提出した女性側に売春行為の可能性が確認された

[事例概要]

無職の男E（30歳代・婚姻不明）が貸金業法違反（無登録営業）の疑いで逮捕された。この男から金を借りていた女E1が、男からの脅迫行為に恐怖を感じ、警察に相談したことが事件発覚のきっかけであった。

女E1は「お金を借りた相手とトラブルになっている」として警察署を訪れた。女E1の証言によると、男EはTwitter（現在のX）にて、「お金に困っている方」との書き込みをしていた。当時、女E1は資金に困り「個人間融資」に関するアカウントを探し、男の書き込みに辿り着きDMを送った。女

E1はLINEに誘導され、男Eに「10万円を借りたい」と申し出た。男Eは審査のために女E1のキャッシュカードの写真と裸の写真を送ることを条件に、数回に分けて返済することを提案した。併せて、利息のかわりに、返済時に女E1との性交渉とその様子を動画撮影することを条件として要求した。女E1はこれに合意した上で、初回の対面時に借用書を交わし、性交渉をもった後、男Eは自らの銀行口座から女E1の口座に10万円を振り込んだ。

その後、女E1は初回4万円を男Eに返済したものの、その後は返済が不可能となった。これに対して男Eは「代わりに性交の様子を撮影した動画を販売する」と脅してきた。女E1は男に残債分を返済する旨を伝えたが、男Eはこの申し出を拒否。さらに、男Eは女E1に対し本件で弁護士に依頼した際に発生した費用の支払いも要求してきた。そこで、女E1は警察へ相談するに至った。

警察は捜査の過程で、男Eが過去1年間にわたり入手したと思われる女性約十数名の身分証や多数の裸の写真が、男のPCに保存されていることを確認した。そこで、警察は被害に遭ったと思われるこれら女性に連絡して捜査への協力を依頼したものの、女E2を除き他の女性たちからの協力は得られなかった。

男Eによる女E2への融資額や返済方法は、女E1の時とほぼ同じであった。ただ決定的な違いが女性を誘導する手口であり、男Eがマッチングアプリで投稿した「援助交際募集」の広告に女E2がアクセスしていた点であった。

結果として、検察は本件を起訴しなかった。女E1はXでの男Eとの履歴を削除していたため、警察は男EがX上で貸金業者として広告を出し、業を営んでいたことを立証する十分な証拠を確認できなかった。また、男Eは女E1を脅迫したものの、捜査の過程では、起訴する上での要件を満たすりベンジボルノに類する行為を確認できなかった。

一方で、女E2が男Eと最初に接触した援助交際のマッチングアプリには「援助交際相手募集」という内容の履歴は残っていたものの、男Eが貸金業を営んでいる、または融資を提案している文言を発見できなかった。これを受けて逆に捜査資料を読んだ

担当検事は女E2側による売春の可能性を示唆した。

以上から、おそらく検察は男Eの行為が貸金業法違反の可能性を否定しなかったものの、反復継続的な貸し付けを立証するのに十分な証拠が足りていないと判断したと思われる。2名の被害女性による証言が正しければ、男Eは自分に不利となる内容を記載せず、記載したとしても日頃からSNS上で削除していた可能性も否定できない。

《2025年5月ヒアリング実施》

〈事例6：裸の写真をネット上で晒すと脅した上で性行為を要求〉

〔発生時期〕

2024年

〔営業形態〕

専業

〔法令違反〕

悪質な行為であったが故に被害女性からの協力が得られず、反復継続的な貸し付け行為を立証できなかった

〔事例概要〕

男F（40歳代・婚姻不明）はインスタグラム「個人間融資」のアカウントを通じて個人間融資を行う旨をネット上で公表していた。女Fはこのアカウントを通じて、男Fから10万円程度の融資を受けていた。女Fは男Fからの借り入れに際して「借用書」の作成に応じた上で、担保として裸の動画を送付することには同意したものの、あくまでも契約の範囲は元本と利息という金銭の返済に留まるという前提であった。

しかしながら、男Fは女Fの返済が滞ると担保として差し出された動画をネット上に流布すると脅かし、利息の一時的支払い猶予の代わりとして、女Fに性的関係に応じるよう強要した。この結果、女Fは何度か男Fと性的関係を持つことになったが、その行為は段々とエスカレートし、避妊具を付けない性交を要求されるようになり、女Fは妊娠してしまった。このため、女Fは男Fによる過度な性的要求に怖くなり警察へ相談する決心がつき、警察も捜査に着手することとなった。

捜査の過程で他にも被害者が数名いることが判明

した。他の被害女性も同様の被害を経験した可能性が高いため、警察は被害者保護と救済を前提に事情を聴き取ろうとした。しかし、他の被害者からの協力は得られなかった。関係者の証言から、男Fに過度な性行為を繰り返されたことで、本事件の被害女性には「思い出したくない」という気持ちが強いだけでなく、自身の裸が動画として男性側に記録され、それが公表されることへの不安も払拭できないため、捜査協力への拒否姿勢が頑なになったのではないかと推察された。最終的に男Fによる反復継続的な貸し付け実態の証拠が不十分だったため、本事犯は不起訴処分となった。

《2025年5月ヒアリング実施》

3 分析（事例の類型化）

2章で整理した6つの事例を、被疑者側の動機、借り手との接触方法、審査方法・融資条件、事件発覚の経緯、そして起訴する上での要件という観点から類型化すると以下の通り。

《貸し手側の動機》

- 1 参入した貸し手である男性はひととき融資に関連する法律知識を調べた上で、法律知識が自分より劣っている女性に貸し付けている（全ての事例）。
- 2 困っている女性に対して優位に立ちたいと考えている（事例1を典型とする全ての事例）。
- 3 不特定多数の女性と性交渉を持つことに対する執着心が強い（全ての事例）。

《借り手との接触方法》

- 4 インターネット（SNS、掲示板）を介し、女性が「お金を借りたい」旨の広告を出すケース（事例3、4）と、男性が「お金を（女性に）貸したい」旨の広告を出すケース（事例1、2、5、6）がある。
- 5 接触の後、個人の連絡先（LINEやSignalなど）へ誘導している（全ての事例）。
- 6 男性と女性をつなげる入り口としてSNS（Xやインスタグラムなど）や掲示板が利用され

ており、その交流の場のテーマとして、「出会い系」（事例1）、「愛人契約」（事例2）や「援助交際」（事例5）、「個人間融資」（全ての事例）が確認された。

《審査方法・融資条件》

- 7 審査の判断材料や担保として女性の裸の画像を含めた個人情報や事前に入手している（全ての事例）。返済能力よりも女性の容姿を判断材料としている。また、全ての事例において女性の裸の画像などを取得すれば、女性が警察に相談しないと考えていると推測される。
- 8 婚約証明書（事例2）や借用書（事例2、事例3、事例4、事例5、事例6）を交わすケースもある⁷。また、自身の口座を利用しているケースがある（事例1、5）。また、融資や返済の際に女性と面会することが前提となっている（全ての事例）。

《事件発覚の経緯》

- 9 融資条件や悪質な回収を巡るトラブルから女性が警察に相談することで事件が発覚する（全ての事例）。一方で、意図的に男性がネット上で資金需要のある女性に融資を勧誘した内容や性交渉を融資条件とする内容を含むメッセージなどを削除している可能性もあり、起訴にいたらないケースも少なくないと推察される（事例5）。

《起訴する上での要件》

- 10 女性からの警察への相談が捜査対象であるかの判断は、金融関連の法令知識のない警察官では難しい。むしろ、ひととき融資を含む個人間融資に関する豊富な法的知識や社会的な問題意識を持つ警察官によって、捜査が一気に進展する傾向がある（事例1、4）。
- 11 被害者のうち多くはプライバシーの都合、警察の捜査協力に躊躇するため、捜査が難しい（全ての事例）。
- 12 起訴が可能であったケース（事例1～4）は、犯人側の証拠が確認できており、さらに

は被害者の捜査協力が得られ、十分な証拠が確認できていた。特に被害女性側が具体的な証拠を有していれば、捜査は早々に着手される（事例2）。一方、不起訴となった2つのケースは、被害を訴えた女性以外に十分な捜査協力者を得ることが出来なかった（事例5、事例6）、または捜査協力者がいても女性側に売春の疑いがあった（事例5）という状況であり、起訴にいたる要件が不十分であった。

以上、上記で類型化した事項に加え、各事例の他の特徴的な要点をまとめると、表3-1の通り。

さらに、これら6つの事例について、営業形態（専業・併業）の視点と違法性（起訴・不起訴）の視点に基づき分類した。

タイプ1は、専業で起訴された事例である（事例2、4）。タイプ2は専業でかつ不起訴になった事例である（事例5、6）。また、タイプ3は併業で起訴された事例である（事例1、3）。タイプ3は併業であり、男性顧客からも証拠を得ることが可能である。そのため、起訴につながる可能性が高い。一方タイプ2では、専業に該当し顧客がすべて女性であることから、被害女性たちが証拠の提出を拒めば、不起訴になる可能性が高い（事例6）。また、顧客である複数の被害女性が捜査協力を拒絶する中で、ようやく協力が得られた被害女性一人の行動について「売春の可能性あり」との判断がされること

で、不起訴となった事例も含まれる（事例5）。

なお、タイプ1とタイプ2を分ける要因として、無登録の貸金業者として起訴される証拠を残さず融資行為を繰り返していたかという、被疑者である男性側の用心深さの差が挙げられる。ただし、タイプ2に分類される事例5と事例6とも、女性に過度な性的行為を要求していたことから女性側から警察に通報されたと言える。

4 まとめ（考察と残された課題）

先ず男性側の貸し付け行動について考察する。ひととき融資は巷にあふれるひととき融資の手口を参考に、SNSや掲示板を通じて、安易な動機で少額の資金で開業でき、市場への参入障壁が低い業態である。資金回収までを想定したビジネスモデルができていない経済犯罪という訳ではなく、融資を口実にした性犯罪の側面が強いと考えられる。

また、男性側については婚姻の違いによる差異は確認できないものの、多数の女性と性的関係を持つことに強い執着を抱いている共通点を見出せる。ただし、資金的に必ずしも余裕のある男性がひととき融資を行っているとは限らない。この場合、融資条件や回収に際して借り手である女性側とトラブルになり、女性側が警察に相談することで事件が発覚する可能性は相対的に高くなる。

一方で、貸し手側の男が経済的に余裕のある場合には、金銭的に厳しい融資条件を課したり、悪質な

	専業	併業
起訴	<ul style="list-style-type: none"> 事例2 事例4 タイプ1	<ul style="list-style-type: none"> 事例1 事例3 タイプ3
不起訴	<ul style="list-style-type: none"> 事例5 事例6 タイプ2	

図3-1 ひととき融資の営業形態および違法性の分類

出所：著者作成

表3-1 ひととき融資の事例分析

	起訴された事例				不起訴となった事例	
	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6
発生時期	2021年	2021年	2023年	2024年	2024年	2024年
営業形態	併業	専業	併業	専業	専業	専業
法令違反	貸金業法違反。出資法違反	貸金業法違反	貸金業法違反。出資法違反	貸金業法違反。出資法違反	該当しない	該当しない
被疑者(貸し手)	男A(50歳代・既婚)	男B(50歳代・未婚)	男C1(40歳代・不明)	男D(50歳代・既婚)	男E(30歳代・不明)	男F(40歳代・不明)
事例の特徴	ヤミ金融(顧客110名)を広く営み、融資先を選別して「ひととき融資」に執着	婚約を偽装した「ひととき融資」	延滞した男性顧客に闇バイトとして延滞した女性の裸の写真掲示を指示	性的関係を目的とし2通の借用書を作成し事件が発覚した「ひととき融資」	性交の動画販売を示唆して借り手を脅す	裸の動画をネット上で晒すと脅した上で性行為を要求
発覚した経緯	女Aが警察に「男から性的な関係を求められているので嫌だ」と相談	女Bが男Bとの間で「融資条件について折り合いが付かない」と警察に相談	男C2が女Cの裸の写真を女の集合住宅共同玄関に掲示。女が警察に通報	女Dが「SNS上で知り合った男性とトラブルになっている」と警察に相談	女E1が、「お金を借りた相手とトラブルになっている」として警察に相談	女Fが借り手から脅迫され、性的関係を求められた末に妊娠し怖くなったと警察に相談
接触の方法	男Aが掲示板、Twitter(現X)に掲載	男BがTwitter(現X)に掲載	女Cが掲示板に融資希望と掲載	女Dが掲示板に融資希望と掲載	男EがTwitter(現X)に融資の旨を曖昧に掲載	男がSNS(インスタグラム)に個人間融資をうかがわせる旨を告知
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の悪質性に注目した刑事が担当したことで捜査が開始 ・出会い系サイトで知り合った女性から金銭を求められ、ひととき融資に参入 ・被害に遭った女性は多数存在したが、3名のみが被害届を提出 ・男Aはひととき融資を「女性に対する人助け」と正当化 ・振り込みは自分の口座を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性との縁がないため多くの女性と関係を深めたかった」として、「#愛人契約」というツイートを立ち上げ、ひととき融資に参入 ・被害に遭った女性以外に60名以上の女性がいたが、うち複数について貸金業法違反が確認された ・男Bは女Bとの関係について「婚約を前提として付き合っていた」と主張 	<ul style="list-style-type: none"> ・参入経緯は不明。男女問わず手広く「個人間融資」の掲示板を通じ融資を行っていた。貸し付け条件は性別にかかわらず相手によって異なる ・被害に遭った女性は多数存在したが4名のみが捜査に協力 ・女性に対しては男性より低い金利を適用 ・貸付金の受渡は主に手交 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベテラン刑事が背後にひととき融資の存在を見抜き、捜査が開始 ・「個人間融資」のサイトを通じて顧客を募集 ・男Dは、金銭的な利益を得ることよりも女性との性交渉を優先 ・少なくとも女性10名の被害者が存在し、協力を得られた女性5名のうち、3名への被害が確認された ・借用書作成にあたり行政書士が関与 	<ul style="list-style-type: none"> ・参入のきっかけは不明。個人間融資と援助交際を対象に手広く融資を行っていた ・被害女性約十数名のうち2名が捜査に協力 ・利息は要求せず、その代わりに性交と動画撮影を要求 ・女E2とは売春の可能性が疑われた ・振り込み先は自分の口座を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察に被害を訴えた女性以外に被害に遭った女性は数名いたが、捜査協力は得られなかった ・男Fは、女Fと借用書を交わした。返済が滞ると、性的関係を迫り、その要求もエスカレートした ・貸付金の受渡方法については不明

出所：著者作成

回収を行ったりしない。このため、ひととき融資が事件として顕在化する確率は低くなる。

実際、男性による過度な性的行為を強いられた女性が警察に相談したことで発覚した事例6の場合、男性が女性に要求する性的行為をエスカレートさせなければ、事件は表に現れなかった可能性は高い。つまり、資金需要のある女性側を金銭的に追い詰めず、かつ過度な性的行為を求めないのであれば、ひととき融資の事件は社会の水面下で浸潤し続ける蓋然性は否定できない。

さらに事例6を検証すると、ひととき融資の潜在化が進む別の要因が浮かび上がる。つまり、男性が意図的に警察への被害相談をためらわせる状況に女性を追い込んでいる可能性も否定できない。性行為が動画として男性側に記録されることから、被害に遭った女性は警察の捜査に協力することで逆上した男性による仕返しを恐れる。

次に女性側の債務行動に関しても、多様なパターンがあることを考慮すべきである。奥窪（2019）は資金需要のある女性が、パパ活サイトに登録して紹介された男性と交際する過程でその関係性は個人間融資に変質し、ひととき融資の債務者として被害に遭うケースを報告している。反対に今回の調査では、出会い系サイトで知り合った女性から男性にひととき融資を契約形態として持ち掛けたケースを確認した。その典型的なパターンとして事例1のように、女性からの申し出が男性によるひととき融資に参入するきっかけを与えたケースもあった。

また、不起訴となった事例5からも示唆される通り、外形上はひととき融資のパターンと認識できても、男性側による貸し付け意思の表明が証拠として残されていないのであれば、女性による資金需要の申し出が逆に売春防止法違反と指摘される恐れもある。こうしたケースが散見されるようになると、女性に不利となる形態でひととき融資が法の潜脱性を高め、社会にはびこっていく可能性が危惧される。

以上を整理すると、手口が狡猾かつ秘匿性が高い、故にひととき融資の犯罪が顕在化しにくいという問題の本質が浮かび上がってくる。そこで、ひととき融資の事件を起訴する上での阻害要因として、事件捜査のプロセスに沿って説明すると、段階に応

じて次の6点（①～⑥）に集約される。

- ① 融資が特定少数（被疑者である男性一人と被害者である数人の女性という閉じた集団）で実施されているため、警察が事件として認識できる経路は被害女性からの通報に限られる。併せて、被害女性はその被害経験を語ることを嫌がる傾向が高いため、警察がひととき融資の事件を認識できる機会はそもそも限定される。なお、被害相談に対応した警察署の生活安全に関する相談体制が貸金業法をはじめとした専門知識や心理的ケアを含めた対応力を有していなければ、ひととき融資の事件認知はさらに難しくなる。
- ② 警察が被害女性からの通報でひととき融資の捜査に着手できたとしても、被疑者である男性の目的が性的関係であるため、必ずしも高い利息を要求する必要はない。つまり、ひととき融資の事件では約定金利を出資法で定める個人間融資の上限金利である年利109.5%以下とする事例が少なくなく、出資法違反での検挙は不可能となる。したがって、この場合は逮捕の対象が貸金業法違反に絞られてしまう。
- ③ 検挙の範囲が貸金業法違反のみとなることで、貸金業法違反（無登録営業）の罪で被疑者を検挙しなければならない。このため、貸し手による一連の行為が「業」として成立していると判断するためには、貸し手が反復取引を行った事実や継続取引を行おうとする前提の存在を立証しなければいけない。つまり、警察は被疑者による貸付行為に反復継続性の存在を裏付ける十分な証言や証拠を被害女性から得る必要がある⁸。
- ④ ただし、上記①に記述した通り、被害女性は捜査に必ずしも協力的でないため、警察にとって貸金業法違反で起訴するための貸付行為に関する十分な証拠を確保することは難しい。また、被疑者である男性側はネット上で資金需要のある女性に融資を勧誘した内容や性交渉を融資条件とする内容を含むメッセー

ジや広告などを削除することで、貸金業者としての継続取引を前提とする意思表示を容易に隠滅できる。

- ⑤ ひととき融資の実態が立証できない場合、金利が出資法の範囲内であれば、被害に遭った女性は個人間で締結された金銭消費貸借契約の履行を男性側から求められる立場となる。しかし、資金繰りの厳しい女性にとって出資法の上限である年利109.5%もの高利を返済することは事実上、不可能である。このため女性は金銭以外の返済手段を考える可能性も否定できない。
- ⑥ 警察が捜査を進めた結果、被害届を提出した女性を売春防止法違反で検挙しなければいけない可能性も否定できない。
- ⑦ 今回の調査を検証する限り、反社勢力が介入している形跡は確認されなかった。しかしながら、今後は反社勢力の介入もあり得るため、警察は二次被害の発生も視野に入れる必要があるだろう。

これら要因により今日、ひととき融資の事件はヤミ金融市場で特定の資金需要者を狙った受け皿としてはびこっているのだろう。本論文の冒頭で記述した仮説、すなわち、ひととき融資の潜在化を許している問題を法的手段によってのみで解決することは決して容易でないことは確かであろう。事実、本論文の作成途上でもひととき融資に関する報道は続いている⁹。

一度ひととき融資に取り込まれると、女性は被害を相談／通報できないという心理的な罠にはまってしまう。さらに相談／通報したとしても、貸し手である男性側の貸付行為が業として立証されなければ、女性は高金利での返済を一方的に求められるという法的な罠も潜んでいる。つまり、ひととき融資とは被害に遭った女性を性的な隷下に置いた「債務の檻」に閉じ込めた上で、心理的並びに法律的な側面から支配し続ける極めて狡猾なヤミ金融であると論定される。

今回の調査を通して、ひととき融資に流れる資金需要者は消費者金融市場で弾かれる属性であること

から、消費者金融業界側が何らかの対策を講じることの必要性が複数の警察官から提起された。つまり、消費者金融業界は各社が申し込みを拒絶した資金需要者に対して、日本貸金業協会や行政窓口、必要に応じては警察への相談を促し、ヤミ金融市場との接触を防ぐための対策を講じるべきであろう。「債務の檻」に閉じ込められる前に外部からの何らかの介入は有効である。ヤミ金融市場が社会の裏で浸潤する中、貸金業界にとって融資を拒絶され困った資金需要者を救済する体制の構築が喫緊の課題と言える。また、ネット上のパトロールを一層強化するだけでなく、ネット上に掲載される営業（勧誘）惹句に関して、日本貸金業協会は融資勧誘にあたる内容であるか否かを判別する基準を公表すべきである。

さらに、ひととき融資の交渉ではXやLINEなどのSNSが活用されている実態を改めて確認できた。現状の捜査における困難性を考えると、プラットフォーム側が今まで以上に被害の未然防止策や警察との協力体制を強化する必要性は高まっている。

そして、本質的な問題解決策は金融庁が資金需要者の目線で庶民金融の制度を本気で再構築することにある。

最後に、本論文での問題提起と得られた知見がひととき融資の犯罪被害を減らす一助となることを望む。

謝辞

本論文の作成に当たり本調査の趣旨と意義にご理解をいただき、情報共有等でご協力をいただいた関係各機関の皆様には心より感謝申し上げます。

【注】

¹ 『SMBCコンシューマーファイナンス 60年史』（2023年3月）p.99の「あの時を振り返る」から引用。

² 例えば、「お金が借りられない！」NHKあさイチ（2010年11月13日）、「改正貸金業法 半年の波紋 専業主婦たちの悲劇「風俗&ヤミ金」に」テレビ朝日スーパーJチャンネル（2010年12月17日）、「『風俗店の裏側』デリヘル美人代表が明かす人妻風俗嬢が増えたワケ（上）」zakzak（2011年12月2日）など。

- ³ 例えば、「SNS『お金貸します』の闇 違法な高金利 条件に性行為」朝日新聞・夕刊（2019年3月19日など）。
- ⁴ 例えば、「性行為の見返りにヤミ融資『ひととき融資』容疑 大阪・千早赤阪村職員を逮捕」毎日新聞（2019年6月5日）など。
- ⁵ 例えば、「女性勧誘しヤミ金 自衛官逮捕、“担保”で下着写真を要求か」TBS NEWS（2019年11月28日）など。
- ⁶ 例えば、「ご注意ください“個人間融資”“ひととき融資”」NHKあさイチ（2023年1月23日）など。
- ⁷ 今回の調査を通して、被疑者である男性の多くは性交渉を返済条件とする内容が記載された借書が公序良俗の観点で無効となる知識をネット等の情報から心得ていたと考えられる。このため、婚約証明書を交わしていた事例2を除き、借書には性交渉を返済条件とする内容は記載されていなかったと思われる。
- ⁸ 一連の取引行為から「業」の成立を立証するために、貸し手による貸付行為に反復継続取引の事実と前提の存在を立証しなければいけない。なお、反復継続取引の事実と前提は単純な貸付人数や回数で判断できるものではない。実際、反復取引において事実認定が弱くとも、継続取引において強い意思（事業継続を前提とする意思）が確認されたことで、被害者が一人であっても貸し手の貸付行為が「業」として認められるケースもある。
- ⁹ 例えば、「事情通」週刊現代（2025年11月10日）など。

金融市場に関する研究」、『パーソナルファイナンス学会年報』パーソナルファイナンス学会、No.11, pp.5-16.

花岡博（2007）「ヤミ金融の跋扈と零細企業の倒産を危惧」『週刊 金融財政事情』金融材事情研究会、2007年6月4日号、pp.20-23.

NB：1）Both authors contributed equally to this research.

2）All cases examined in this study were sourced from interviews with investigative authorities.

（受理日：2026年2月26日）

【引用文献】

奥窪優木（2019）「代償に肉体関係“ひととき融資”の罫にハマる女子たちの実態」FRIDAYデジタル、2019年8月12日。

<https://friday.kodansha.co.jp/article/59125>

堂下浩（2012）「ヤミ金融の被害についての簡潔な報告」早稲田大学クレジットビジネス研究所、No.IRCB12-002.

堂下浩（2024）「消費者金融市場から分化したヤミ

